

【資料5－1】

【教材・教具等の借り方】

- ① 新校務支援システムにおいて、借用可能な教材・教具等を確認
(ライブラリ＞浜松市教育センター＞貸出物品)
- ② 電話で予約 4 3 9－3 1 2 0
- ③ 「教具等借用申請書」を提出
(ライブラリ＞浜松市教育センター＞各種届出様式＞教具等借用申請書)

＜貸出 教材・教具＞

理科教材・教具

情報機器

総合的な学習の時間教材・教具

貸出物品について、詳しくはライブラリを参照ください。

＜貸出期間（原則として）＞

1 4 日間以内

＜注意事項＞

- ◇ 貸出状況については、電話（4 3 9－3 1 2 0）でお問い合わせください。
- ◇ 予約やキャンセルは早めをお願いします。
- ◇ 現状復帰が原則です。大切に扱ってください。

※ 浜松市教育センターホームページからもダウンロードできます。